

第11回要望と回答

①立地制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

参考資料 1

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	農地の一時転用許可申請における不許可理由の明確化	農地の一時転用申請を行ったところ、不許可通知が発出された。理由は「総合的に勘案して」とだけ記載されており、不許可通知受け取り後、農業委員会担当者に問い合わせをしたところ、「具体的な理由がなく、改善の仕様がありません。こちら側の提出資料に対するどのような評価がなされたのかこれではわかりません」と指摘したが何もお答えいただけなかった。 県民局より「ヨモギが適切でない」という指摘が度々あったが、当該農地ではヨモギを栽培しているが、適切に営農を行い、問題なく生育しているため、本指摘が不許可の理由ではないと認識している。 一時転用における不許可理由を明確化していただかなければ、再度申請する際、どのように対応してよいか判断できないため、不許可とする場合はその理由を明確化し、どうすれば許可がなされるのかを明示していただきたい。	令和2年3月30日に一時転用再申請を行いましたところ、補正書類提出等を経て令和2年10月1日付で不許可となりました。その後、コロナ禍の中、県民局担当者との複数回、電話で再申請に向けた動きや現場作業の改善について協議を行いました。また、令和2年4月9日には、東みよし町農業委員担当者ご参加の上、県民局で打ち合わせを行いました。当打ち合わせでは、様々なトピックについての議論がりましたが、主たる不許可理由である「営農が全くされていない」という件については、種発注・支給の事実、営農者の作業報告や現地確認結果などの周辺的な事実からして、農業委員会及び県民局のご認識と現場の実態とで大きな認識の相違がある旨についてご説明致させていただきました。 制度面についてですが、営農型太陽光の制度については、令和3年3月31日付農水省通知（2農振第3854号）にて、再申請基準の変更がありました。また、作物選定が営農者の自由であるという確認がなされました。 現場作業については一時転用不許可後についても、ヨモギの営農作業を続けました。また、他現場でもヨモギの営農を行い、太陽光パネル下部でのヨモギ育成について適切性の検証を行いました。その結果、本件のように日照が制限された現場においても、問題なくヨモギ育成ができており、作物選定に問題がないことの確認ができました。なお、この間、中国での天候不順に影響を受け種の供給が逼迫する時期があり、調達先の選定や交渉を行いました。令和3年6月時点で種の供給は安定しつつあり、必要な種についても確保できております。 以上の理由により、本件用地について、一時転用の再度申請を行うこととしたが、営農計画に関する協議や、提出した資料の質疑・確認作業など一切ないまま下記の不許可通知が発出されました。理由は「総合的に勘案して」とだけ記載されており、不許可通知受け取り後、農業委員会担当者に問い合わせをしたところ「具体的な理由がなく、改善の仕様がありません。こちら側の提出資料に対するどのような評価がなされたのかこれではわかりません」と指摘したが何もお答えいただけなかった。	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続き等については、処理基準その他の関係通知により定めているところで。	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準、行政手続法第8条	現行制度下で対応可能	一時転用の再申請が不許可となった理由が不明確とのことですが、仮に「営農が全くされていない」との指摘がその理由であれば、営農型太陽光発電設備は、農業が適切に継続されることをもって、通常太陽光発電設備の設置が認められない優良農地においても設備の設置が認められる特例的な取組ですので、下部農地の営農の適切な継続が行われていない場合は、一時転用の再許可は受けられないこととなります。 また、下部農地でヨモギの栽培を行うことについては、営農型太陽光発電設備の下部農地で栽培する農作物について、作物銘柄の制限は設けておりませんが ①耕作者がこれまで一度も栽培したことがない農作物の栽培を計画している場合 ②当該地域で栽培されていない農作物の栽培を計画している場合 等については、農地転用許可権者が、営農の適切な継続が困難であると判断し、許可しないことも考えられます。 このため、営農計画の作成に当たっては、転用許可権者とよく相談の上、転用許可権者からの指導に従って、適切に営農を行っていただきますようお願いいたします。 なお、行政手続法上、不許可処分をする場合は、行政庁は当該処分の理由を示すこととされており、申請内容が審査基準に適合しないことが明らかである場合であっても、申請者の求めがあったときは理由を示すこととされておりますので、不許可処分の理由については、農地転用許可権者にご確認ください。
2	①	営農型太陽光パネルの撤去命令について	現在、営農型太陽光発電を実施しており、農地面積6、349㎡の内、営農型太陽光パネルの設置に必要な杭の直径76mm×622本の面積2.82mm（全体の免責のうち0.04パーセント）が一時的転用面積にあたる。この度、農業委員会から本転用農地に関して、太陽光パネルの撤去命令を受けた。杭部分の面積は全体の0.04%にしか当たらないにもかかわらず、農地全体の太陽光発電設備を撤去しなければいけないのは不当だと考える。本撤去命令について農水省の見解を伺いたい。	-	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続き等については、処理基準その他の関係通知により定めているところで。	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	その他	営農型太陽光発電設備の支柱部分については、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農の適切な継続を確保すること等を条件として、一時転用許可の対象としているものです。 このため、支柱の設置面積の多少にかかわらず、許可の際に付された条件に違反して、下部農地での営農が適切に行われない場合については、必要な改善措置を講ずるよう指導を行い、当該指導にもかかわらず必要な措置が講じられない場合には、発電設備の撤去が求められることとしています。 このように営農型太陽光発電は、農地での営農の適切な継続を前提とした制度であることから、その前提となる営農に支障が生じている場合には、こうした命令が行われることもあり得るものと考えます。
3	①	平面駐車場へのソーラーカーポート設置時における建ぺい率・容積率の計算対象除外	ソーラーカーポートを商業施設の平面駐車場へ設置する場合においては、交通上・防火上等の課題がないことを前提に、建ぺい率・容積率の計算の対象外とすべきである。また、本措置に留まらず、ソーラーカーポートの導入促進に向けた一層の規制緩和につき、検討を加速するべきである。 これにより、足元で、発電の適地が需要地から離れており送電線への接続が太陽光発電導入のボトルネックとなっている中、需要地そのものである商業施設への電源立地の加速が期待される。	カーボンニュートラルの実現が求められる中、商業施設の脱炭素化を進めるには、建物の屋根・平面駐車場を太陽光発電に最大限有効活用することが期待される。このうち、建物の屋根は、建物の構造面・施工性の観点からの制約により、太陽光発電の架台を事後的に設置することが困難な状況にある。そのため平面駐車場の活用が必要となるが、平面駐車場に設置するソーラーカーポートは、現行法令上建ぺい率・容積率の計算対象となり、大規模な太陽光発電設備を設置する妨げとなっている。 そこで、ソーラーカーポートを商業施設の平面駐車場へ設置する場合においては、交通上・防火上等の課題がないことを前提に、建ぺい率・容積率の計算の対象外とすべきである。また、本措置に留まらず、ソーラーカーポートの導入促進に向けた一層の規制緩和につき、検討を加速するべきである。 これにより、足元で、発電の適地が需要地から離れており送電線への接続が太陽光発電導入のボトルネックとなっている中、需要地そのものである商業施設への電源立地の加速が期待される。	国土交通省	容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の処理能力等とのバランスを保つことを目的としております。また、建蔽率制限は敷地内に空地をある程度確保することにより、通風等の市街地の環境を確保すること等を目的としております。 容積率の算定における建築物の延べ面積には、一定程度を限度として自動車車庫等の用に供する部分の床面積を算入しないこととされており、建築物の壁面線が指定された場合において、当該壁面線を超えない建築物が特定行政庁が許可したものに等については、建蔽率の制限を緩和することが可能となっております。 ソーラーカーポートの建築に当たっては、こうした緩和措置の活用が可能です。	建築基準法第52条（容積率）、第53条（建蔽率）	検討に着手	現在、社会資本整備審議会において、建築物の形態規制について、太陽光発電設備の設置も含めた建築物の更なるエネルギー消費性能の向上と市街地環境の保全を両立させるためにはどのような措置が考えられるかを論点として議論しているところで。
4	①	車道（公道）や都市公園、公立学校等への路面舗装型太陽光設置の推進に向けた制度見直し	車道への路面舗装型太陽光発電設備の設置について、車道（公道）での導入に向けて、安全性確保のため、技術基準・要件を策定した上で、基準・要件に適合する場合には設置を認めるよう道路法等の規制見直しを検討いただきたい。 また、道の駅だけでなく、都市公園や公立学校（その他公共施設もスコープ）への導入（実証含む）を積極的に進めていただきたい。	現在、車道（公道）への太陽光発電設備の設置については、安全上の課題があることとされ、道路法上設置が認められていないが、技術の進歩等により、フランス等海外では、積極的な推進が検討されている状況。 2050年のカーボンニュートラル実現、2030年のNDC46%の実現に向けて、太陽光発電の適地に限られるという指摘もある中、車道は大きなポテンシャルを有していると考えられる（道路だけで330MW超）。そこで、技術基準・要件の策定等を行い、国や地方自治体が管理者となる車道（公道）への太陽光発電設置を可能とし、国・地方自治体が先頭に立ってカーボンニュートラル実現を推進できるよう、制度見直し等の検討を開始すべき。 また、安全性が確保可能であることが確認できた場合には、道の駅だけでなく、都市公園や公立学校等の公共施設への導入（実証含む）を積極的に進めることで、地域住民やこれからの脱炭素社会の未来を担う子供たちの再エネに対する理解・関心を高めるような取り組みを推進すべき。	国土交通省、文部科学省	<公道> 「路面舗装型太陽光発電設備」は新しい技術であるため、これを前提とした法令上の規定、技術基準等はありません。 なお、道路占用物件としては、道路法施行令において太陽光発電設備が規定されていますが、車道への設置は認められておりません。 <都市公園> 太陽電池発電施設をはじめとした都市公園法施行規則第1条各号に規定する環境への負荷の低減に資する発電施設の都市公園への設置については、当該施設が都市公園の効用を全うするものであれば、公園管理者の判断により設置が可能です。 <公立学校> 太陽光発電設備を含め、学校の施設及び設備については、当該施設及び設備が指導上、保健衛生上、安全上、管理上適切なものであれば、学校設置者の判断により設置が可能です。	<公道> 道路法第32条第1項第7号 道路法第30条 道路法施行令第7条第2号、第11条の7第1項第1号 <都市公園> 都市公園法第2条第2項第8号 都市公園法施行令第5条第7項 都市公園法施行規則第1条 <公立学校> 学校教育法第三条、小学校設置基準第七条、中学校設置基準第七条	<公道> > 検討を予定 <都市公園> <都市公園> 現行制度下で対応可能 <公立学校> 現行制度下で対応可能	<公道> 現時点では、技術が確立していないと認識しているところであり、今後の技術開発の動向を注視しながら、法令の改正及び技術基準等の策定の必要性を検討してまいります。 <都市公園> 制度の現状欄に記載のとおりです。 <公立学校> 制度の現状欄に記載の通りです。
5	①	太陽光発電施設の建蔽率緩和について	公園施設として太陽光発電施設を都市公園内に設置する場合、建蔽率以内にすることが必要があるが、太陽光発電施設の場合は建蔽率の緩和措置を提案します。 (例えば、駐車場に設置するソーラーカーポートは公園のオープンスペースを損なうことなく設置できることから、建蔽率の緩和をする等)	都市公園法上では公園施設を公園全体の面積の2%以内にすることが必要としており、現在も建蔽率内で施設を設置している。その中で新たに公園施設となる太陽光発電施設を設置することは難しく、面積を増加させない建物上部に設置する方法に限られてしまう。そのため、こうした「建蔽率による面積制限」が太陽光発電施設の積極的導入の阻害要因となっている。	国土交通省	都市公園法では、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建蔽率は、都市公園法で定める建蔽率を参酌した上で、当該都市公園を設置する地方公共団体が条例で定めることとしております。 建蔽率を緩和することの是非については、公園管理者の判断によりますが、現行制度下においても、地域の実情に応じて独自に建蔽率を設定することは可能です。 なお、公園施設である太陽光発電施設を建築物に附設しない形で設置する場合であって、当該施設が「建築物」に該当しないと判断される場合には、当該施設の面積は建蔽率に算入されません。	都市公園法第2条第2項第8号、第4条 都市公園法施行令第5条第7項、第6条 都市公園法施行規則第1条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

第11回要望と回答

⑤その他※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアルに関する周知徹底等	<p>右記の課題を解決するため、以下を要望する。</p> <p>①「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル（第一案）」において明記されている通り、FIT認定申請時に提出が必要となる証明書として、各地方の森林管理局や森林管理署は「申請者の希望に応じて、貸付け等のための事前相談又は所定の手続を目的とした相談を行っている旨の証明書」を交付することを林野庁本庁が改めて現場に周知し、対応を徹底するよう指導する。</p> <p>②本マニュアル（第一案）には記載ない、証明書の発行にあたっての「事業地の抜本的な変更を伴わず今後の調整・審査が可能と判断されること等」という前提条件を、マニュアルの最終版改定前に付すことの妥当性を再度検討し見直すべき。</p> <p>③万が一そのような前提条件が妥当と判断した場合にはマニュアルにも明記するとともに、右記のような各森林管理局や森林管理署での受け取り方や判断基準にばらつきが生じないような前提条件の明確化や現場指導を実施すべき。</p> <p>④その際に、「風車の配置位置や取り付け道路の位置の変更の可能性が少しでもあれば/今後変更が生じないよう」に地元関係者と調整済みでなければ、この前提条件を満たさず、証明書の発行はできない」というような現実的ではなく非合理に厳しい運用が現場でなされないように、既存の証明書発行事例も踏まえつつ、林野庁が主導した対応をお願いしたい。</p>	<p>例年、FIT認定を受けるためには、事業計画の申請の際に「土地の取得を証する書類」が必要。FIT入札の制度においても、入札参加の事前審査段階で事業計画の提出が必要であり、「土地の取得を証する書類」の提出が必須。</p> <p>この点に関して、国有林に係る当該書類については、平成29年4月25日の林野庁通知「再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る国有林野の貸付け又は使用手続等に係る証明について」（28林国策第161号）において、「貸付け等の事前相談又は手続を開始していることを証明する書類」（以下「証明書」という。）にて対応可能となっている。一方、右通知において、証明書発行にあたっては、「国有林野の管理経営、保安林の手続等に関する基本的な事項（他に代替地がないこと、土地利用規制に照らして事業地の抜本的な変更を伴わず今後の調整・審査が可能と判断されること等）について調整の目的が立った段階で証明書の交付ができる」としている。またこの関連で林野庁が6月に公表した「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル（第一案）」において、FIT認定申請に係る証明書については、「申請者の希望に応じて、貸付け等のための事前相談又は所定の手続を目的とした相談を行っている旨の証明書」を交付する旨のみが記載されており、上記通知に記載の発行条件などは触れられていない。</p> <p>また、森林管理局や森林管理署に証明書発行の相談をした際に、「FIT入札時に当該証明書類を発行することは出来ず、FIT認定時に発行する。」「今後風車や取り付け道路の位置変更等の可能性があれば「抜本的な変更」にあたる」という回答があったところ。</p> <p>その後、エネ庁による調整の結果として、当該事業は、FIT入札段階でも上記証明書の発行が可能という整理になったものの、その一方で、「事業地の抜本的な変更を伴わず今後の調整・審査が可能と判断されること」の具体的判断基準として、現場の森林管理局からは、風車の配置位置や取り付け道路の位置の変更の可能性が少しでもあればこの条件を満たさず、証明書の発行はできないという判断が引き続きなされている。</p> <p>しかし、通常陸上風力案件では、FIT認定を取得した後に、詳細設計を開始したり、環境アセスの結果が出てくることが殆どであり、それらを踏まえて風車の配置位置や取り付け道路の位置が変更になることが通常。このような前提を元に、これまで他のエリアでは必要な証明書の発行がなされていた。従って、証明書発行判断基準が、エリアによって異なってしまうと、一部のエリアでは非合理に厳しい基準（上述の点に加え、今後変更が生じないように地元関係者と調整済みであることなども求められている）が適用されてしまっている。このような現場での問題を改善されない限り、事業の実現可能性・予見可能性が著しく失われてしまう。</p>	農林水産省、経済産業省	<p>林野庁業務課長通知「再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る国有林野の貸付け又は使用手続等に係る証明について」において、「国有林野の管理経営、保安林の手続等に関する基本的な事項（他に代替地のないこと、土地利用規制に照らして事業地の抜本的な変更を伴わず今後の調整・審査が可能と判断されること等）について調整の目的が立った段階」に証明書の交付を行うこととしていたところですが、当該部分を削除する通知改正を9月末に行いました。</p>	（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）	対応	<p>今後は、証明書の交付依頼があれば、すみやかに交付することとします。</p> <p>なお、この旨を林野庁ホームページで周知し、森林管理署から滞りなく証明書を発行するよう指導します。</p>
2	⑤	バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の緩和	<p>ガスだき・油だきボイラー同様にバイオマスボイラーにも適切な保安環境を確保する事を前提に、監視装置による遠隔監視を可能とするべきである。</p> <p>これにより、現在、監視装置を使って運用されているボイラーからバイオマスボイラーへの置換が促進される等、温室効果ガスの排出量の削減に繋がることと期待される。</p>	<p>現行「ボイラーの遠隔制御基準等について」（基発第 0331001 号）において、ガスだきおよび油だきのボイラーは、ボイラー設置場所または遠隔監視室以外の場所において監視装置による監視が認められている。他方、バイオマスボイラーはガスだきおよび油だきボイラーには該当しないため、バイオマスボイラーをボイラー設置場所以外で遠隔監視するためには、遠隔監視室の設置が必要となる。</p> <p>今後、わが国が目指す 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーである木質系バイオマスを燃料とするバイオマスボイラーの普及拡大が期待されること、監視装置による監視が認められていないことが、ガスだき・油だきボイラーからの置き換えを含め、バイオマスボイラーの普及・拡大の支障となっている。</p> <p>そこで、ガスだき・油だきボイラー同様にバイオマスボイラーにも適切な保安環境を確保する事を前提に、監視装置による遠隔監視を可能とするべきである。</p> <p>これにより、現在、監視装置を使って運用されているボイラーからバイオマスボイラーへの置換が促進される等、温室効果ガスの排出量の削減に繋がることと期待される。</p>	厚生労働省	<p>遠隔によりボイラーの監視及び制御を行う場合については、平成15年3月31日付け基発0331001号（平成28年9月30日改正）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔監視室における監視制御の基準 ・遠隔監視室以外の場所において監視装置による監視についての基準 <p>を示していますが、後者についてはガス吹き及び油吹きボイラーについてのみ基準を示しています。</p>	平成15年3月31日付け基発0331001号	検討予定	<p>現在、バイオマスボイラーについて、遠隔監視室以外の場所においての監視装置による監視の基準について、専門家による技術的検討を行っています。年内をメドに結論を得たのち、速やかに到達（平成15年3月31日付け基発0331001号）の改正を行います。</p>
3	⑤	業務用ヒートポンプ給湯機の性能評価基準の見直し	<p>建築物省エネ法に基づく省エネ性能評価方法を、現行の冬期高温貯湯条件によるものから、例えば、年間加熱効率（過年で一定量の湯を使用し運転した場合の、消費電力量1 kWh あたりの加熱量。年間加熱量を年間消費電力量で除したもの）によるものに変更すべきである。</p> <p>これにより、実際の使用に近い状態で省エネ性能を評価できるようになるとともに、出湯可能温度のばらつきによる製品間の不公平を是正できる。</p>	<p>効率化・省エネ化へのニーズが高まっている。建築物省エネ法に基づく適合性判断のための業務用ヒートポンプ給湯機の省エネ性能評価は、現行、「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）Ver.3.0」により、冬期に高温で貯湯することを想定し、65℃以上かつ当該製品が可能な最も高い温度での出湯で行われている（JRA4060 で規定される「冬期高温貯湯条件」での実施）。しかし、実際には、給湯機は過温帯（40℃付近）を使用されることが多いため、同プログラムにより評価された省エネ性能は、実際の使用における省エネ性能と乖離している。また、出湯可能温度は65℃から90℃程度と製品によりばらつきがあることから、出湯可能温度が高い給湯器ほど、高い温度で性能評価が行われることとなる。その結果、評価時における消費電力が多くならざるを得ず、出湯可能温度が低い給湯器と比べ省エネ性能が低く評価され、適合性判断において不利になり、公平性が保たれない状況にある。</p> <p>そこで、建築物省エネ法に基づく省エネ性能評価方法を、現行の冬期高温貯湯条件によるものから、例えば、年間加熱効率（過年で一定量の湯を使用し運転した場合の、消費電力量1 kWh あたりの加熱量。年間加熱量を年間消費電力量で除したもの）によるものに変更すべきである。</p> <p>これにより、実際の使用に近い状態で省エネ性能を評価できるようになるとともに、出湯可能温度のばらつきによる製品間の不公平を是正できる。</p>	経済産業省、国土交通省	<p>エネルギー消費性能計算プログラムにおいては、建築物省エネ法に基づく給湯設備の設計一次エネルギー消費量の評価においては、給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、給湯設備の年間給湯負荷に給湯設備の年間配管熱損失量を加えたものを給湯設備の運転効率で除して算出されます。給湯設備に電気式給湯システムを用い、ヒートポンプを使用する場合には、給湯設備の運転効率を計算する際に高温貯湯加熱（冬期）の値を入力することとなります。これは、給湯器は沸き上げ温度や周囲気温によって効率が変化する事が考えられますが、評価対象の給湯システムにおける沸き上げ温度や外気温を特定せず評価を行っていることから、安全側の評価を行うこととされています。</p>	建築物省エネ法第1章第2条第1項第3号（省エネ基準） 平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ	その他	<p>ご提案いただきました内容は、エネルギー消費性能の評価に関するものであり、当該評価に係る技術基準については、研究や技術開発の進展に応じて見直しを行う必要があるため、民間事業者等からの基準見直しに関する提案窓口が設置されているところです。（https://www.ibec.or.jp/contact_point/contact_point_01.html）</p> <p>ご提案いただきました内容につきましては、提案窓口にお伝えいたしますが、技術的な検討が必要となるため、エネルギー消費性能の評価法の見直しに関する技術的な内容を整理いただいた上で提案窓口まで提案いただくようお願いいたします。</p>

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
4	⑤	浮体式洋上風力発電設備に係る船舶安全法上の認証の改善	<p>①今後の浮体式の拡大に向けて量的・質的なニーズに対応できるように、そもその「船舶」という位置づけの必要性の検討をすとも、船舶として船舶安全法による認証が引き続き必要としても認証機関（現在はNKのみ）の体制の拡充や国内外の認証機関の取り込み等、方策を検討いただきたい。</p> <p>②浮体施設の位置を保持するための「合成繊維ロープ」に関するNK認証について、ISO(国際標準化機構)や欧州認証機関よりも安全率を高くしている合理的な根拠・理由を明確化するとともに、NK認証を取得することは容易ではないという実態の調査・把握し、改善に努めていただきたい。</p>	<p>浮体式洋上風力発電設備に関して、国土交通省では、「浮体式洋上風力発電設備を船舶と規定」しているが、そもそも「船舶」であるか否か。という議論が昔から存在。現在は、船舶として旗国（＝日本）の船舶検査を受ける必要があるが、その検査を代行可能な唯一の審査機関であるNK)の審査を受ける必要がある。一方、英国や仏国などの海外諸国では、浮体式洋上風力発電設備のような海洋構造物は船舶ではないため「旗（船籍）」を取得する必要がない国が多い。（英国の設備にも、船級を有している浮体設備もあるが、安価な税制を敷いている国の船籍にするための税金軽減対策だという見方が強い。そもそも船級とは船体や貨物に保険を掛けるために検査したことを示すものであることによる。）仮に、船であるとして船舶安全法を遵守する必要があるとしても、その主管は国土交通省海事局であるので、設計基準含め国土交通省の基準を遵守すればよいはず。しかし、2012年にNKが「浮体式洋上風力発電設備に関するガイドライン」を発行したことで、「国土交通省の基準」と「NKのガイドライン」という2つのルールが存在しており、一般的にはみなし審査機関であり実際の審査業務を行なう「NKのガイドライン」が主管である「国土交通省の基準」よりも重視される傾向にある。浮体式洋上風力発電設備は「船舶」であることと、浮体式洋上風力発電設備の認証機関は国土交通省の代行機関であるNKのみになっている。しかし、今後の洋上風力が大量導入時代を迎えるであろう現状において、また国際的なプレーヤーが参画してくる中で、NKの対応だけで量的・質的なニーズにこたえられるか疑問である。そもそも船級とは船体や貨物に保険を掛けるために検査したことを示すものであるが、現状は日本と海外の取り扱いが異なっており、今後参加が予想される外資系金融機関や保険会社などの納付性を得られるか、またそれらのニーズにこたえられるか不透明。</p> <p>具体的な認証の問題として、浮体式洋上風力の大量導入に資すると思われる、浮体施設の位置を保持するための「合成繊維ロープ」の問題がある。このロープは、マテリアルコストが安い、ルールによる物流のため物流コストが安い、ルールによる納品のため洋上設置がコストが安い傾向、破断リスクが小さい（オイル&ガスでの十分な知見によるデータ）、安定供給が期待できるなどの利点がある。合成繊維ロープについては、NKのガイドラインにも記載されており禁止はされていない。しかしながら、業界内では合成繊維ロープの実用利用についてNK認証を取得することは容易ではない、と言われている。</p> <p>また、NKが合成繊維ロープを使用する際に要求する安全率は、ISO(国際標準化機構)のみならず、欧米主要認証機関の安全率に比べて群を抜いて大きい。この大きな安全率のために設備が過剰になり、前頁に列挙した利点が発揮できないことが考えられる。事業者やエンジニアリングだけでなく金融や保険への海外プレーヤー参加が予想される。日本独自の思想になり、不信感やプロジェクト遅延、コストの増大につながる懸念している。</p>	国土交通省	<p>①浮体式洋上風力発電施設は、船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示において、船舶安全法体系における「特殊船」に該当するとされており、同法に基づく技術基準に適合することが求められています。また、技術基準への適合性については、国の船舶検査により確認することとなっています。ただし、船舶安全法に基づいて登録を行った第三者認証機関が認証を行った場合は、船舶検査は免除されることとされています。従って、【提案理由】にあるような、「NKのガイドライン」が主管である「国土交通省の基準」よりも重視される」ような関係にはなく、第三者認証機関の認証を取得しない場合は、国の船舶検査を受検すれば足りることになっております。なお、第三者認証機関の登録要件に外国の認証機関を排除するような規定はなく、そのほかの登録要件についても内外無差別です。また、【提案理由】にあるような、船籍の取得は必要ではありません。</p> <p>なお、浮体式洋上風力発電施設に係る技術基準については、建築基準法と船舶安全法の適用関係が不明瞭でしたが、業界の要望を受け、平成24年7月に「建築基準法施行令第百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件」及び「発電用風力設備の技術基準の解釈」が改正され、船舶安全法の適用がある浮体式洋上風力発電施設については建築基準法が適用されない旨が明確化され、船舶安全法に一本化されています。</p> <p>②日本海事協会（NK）の浮体式洋上風力発電設備に関するガイドラインにおいて、合成繊維ロープに係る安全率が記載されています。ただし、同安全率を有することは原則としており、ISOの安全率を用いることも認めています。</p>	船舶安全法、浮体式洋上風力発電施設技術基準	現行制度下で対応可能	<p>①洋上風力発電は、200mを超えるような巨大な構造物であり、その安全の確保を図るために技術基準への適合を求める必要があります。【制度の現状】に記したとおり、業界の要望もあり、建築基準法の適用が除外され、船舶安全法に一本化されましたが、船舶安全法に基づく浮体式洋上風力発電施設の技術基準は、IEC61400-3-2TSに概ね準拠しています。ここで、IEC61400-3-2TSは、浮体式洋上風力発電施設を取り扱っている諸外国の認証機関の技術基準でも参照されており、世界的に標準的なものです。従って、IEC61400-3-2TSに概ね準拠している船舶安全法に基づく技術基準は、世界的に標準的な内容であると言えます。船舶安全法で技術基準を定めていることが浮体式洋上風力発電の普及を妨げているとは考えられません。なお、【制度の現状】に記したとおり、NKの認証は必須ではなく、また、船籍の取得も必要ありません。</p> <p>さらには、【制度の現状】に記載しましたとおり、従前は建築基準法と船舶安全法の両方の基準を満たす必要がありましたが、業界からの要望を受けて建築基準法の告示を改正し、船舶安全法に一本化された経緯があります。また、これまでも民間の意見を踏まえつつ、損傷時復原性に係る代替要件の導入（令和2年3月）など、洋上風力発電のコスト低減に資する規制の合理化を図ってきました。</p> <p>なお、認証機関については、JABを取得する海外の認証機関があると承知していますところ、海外の認証機関の船舶安全法に基づく登録に向けて、意向の確認等を進めています。</p> <p>②令和3年9月までに、日本国内で設置された浮体式洋上風力発電施設は5基あり、何れもNKの船級を取得していますが、合成繊維ロープを用いた事例は存在しません。</p> <p>NKによれば、合成繊維ロープには、浅海域での使用実績が少ないため耐久性や信頼性の確認が十分でないこと、海洋生物着の影響と対策が明らかでないこと、ロープの伸びを考慮しつつ初期張力を確保するための設置方法が確立されていないこと、といった世界的に共通の技術的な課題が存在しており、船級を取得するためにはこれらの課題を解決する必要があるとされています。</p> <p>国土交通省としては、国内及び海外の事例もふまえつつ、関係業界・機関と協力して技術的課題の解決に向けて取り組んで参ります。</p>
5	⑥	「自家発電用運転半期報」の廃止について	<p>最大出力が1000キロワット以上かつ電線路に接続する自家発電用工作物を設置する者は、電気関係報告規則第2条の規定に基づく、定期報告義務（https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesakudocs/0501_denkigas/jikayouhatsudensho/jikayouhatsudensho.html）が生じている。本報告書の作成意義であるが、事業者側として全く意義を見出せない。以前、統計局における「統計数値改ざん問題」もあったが、このデータを提出することで、経産省において一体どのような統計記録を取る必要があるのか、そもその意義からご教示願いたい。この数値入力作業だけでも、発電所ごとの「最大出力値」、「発電電力量」、「無効電力量を集計しての損失電力量」といった数値を詳細に把握しておかないといけなくなるため、非常に手間も人件費もかかってしまう作業である。このような事務負担が大きい作業は、保守管理事業者が大規模企業であれば人員的余力があるため詳細な対応もできるのかもしれないが、中小零細保守管理事業者に一切配慮をしていない、実情把握ができていない無用な事務作業そのものである。あくまで、民業に負担がかからないように、民業活性化を図るのが基本となるべきことと考えるため、書類廃止が必須である。</p>	-	経済産業省	<p>最大出力1, 0 0 0kW以上で、電線路に接続する発電用の自家発電用工作物を設置する者は、発電電力量、自家消費電力量等を、半年ごとに、電気工作物の設置場所を管轄する経済産業局長に報告することになっています。</p>	電気事業法第106条第6項、電気事業法施行令第26条第3項、電気関係報告規則第2条	対応不可	<p>発電用の自家発電用工作物は、令和2年度の総発電量の約11%を占めている電源であり、電力需給ひっ迫時における供給要請を行うために、平時より発電状況などの情報を把握しておくことが必要です。加えて、集計結果はエネルギー政策を検討するために重要な役割を果たしている総合エネルギー統計の作成に当たって活用しています。引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。</p>
6	⑤	太陽光発電の入札実施要項における保証金没収の免除規定の拡大	<p>太陽光発電の売電価格を決定する入札に参加する為の条件として、経済産業省に対して入札時に納付する第1次保証金と入札後に納付する第2次保証金を支払う必要がある。</p> <p>こちらの保証金は実際に太陽光発電所建設後、売電を開始した時点で返金頂けるが、仮に入札をして売電資格を得たにも関わらず、当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止した場合は保証金は没収となるというルール設計となっている。</p> <p>一応、保証金の没収が免除となる例外規定もあるが、その範囲があまりにも狭く、現在規定されている保証金没収が免除となる不可抗力事由以外にも発電事業者の帰責事由に当たらない理由で売電資格取得後に売電を開始できないと想定される事態を下記記載する。</p> <p>1、農地転用の不許可</p> <p>事業認定後に手続きを進める農地転用に関して、農業委員会の総会で許可がない場合が想定される。ご承知の通り、農地転用の申請にあたっては経済産業省の事業認定書が必要となり、入札前に農地転用の手続きを進めることができない。</p> <p>事業主側で入札前にできる点としては、発電所設置の自治体へ農地転用の事前相談を実施することですが、農業委員会の方からは、事前相談では100%農地転用ができるかは回答が出来ず、最終的には農業委員会の総会で判断されると説明があった。</p> <p>2、土地の売主が売買契約締結後、最終代金決済前に土地を売却しないと申し出てくる</p> <p>太陽光発電所建設をする場合、農地の状態では農業従事者ではない事業者は購入できない。よって、農地を購入する場合、入札前に売買契約締結（手付金支払い）、農地から雑種地に地目変更(地目変更するには上記の農地転用許可が必要)後、最終代金を支払い名義変更登記という流れとなる。今回の場合、2021年9月に土地の売買契約を締結し、その後入札、農地転用後に地目変更を行い、土地の名義変更登記を行うため、9月に契約してから土地の名義変更まで最低でも9ヶ月程度の時間がかかり、その間に売主側が土地を売却しないと申し出る可能性もゼロではない。(過去に土地の売買契約後に売主から売却しないと申し出られた経験有。)</p> <p>については、上記のような発電事業者にはどうすることもできない事態により保証金が没収されてしまうというのは事業者にとってリスクが過大であると感じている。また、入札案件のみ保証金を設定し、その他の低圧や250KW以下の発電所建設には保証金を設定していない点も疑問であるため、保証金没収の免除規定の拡大を要する。</p>	<p>経済産業省・資源エネルギー庁や入札窓口の一般社団法人 低炭素投資促進機構 入札管理業務部へ相談したところ、「入札実施要項に記載されている通りで、それ以外の理由では保証金の返金はできない」との回答。</p> <p>経済産業省・資源エネルギー庁からは、農地転用が出来ずに発電所建設ができなくなる点に関して、「想定外の事由」と回答があった。日本のように国土に限られている中で、平成24年から開始された太陽光発電においては、農地を転用して太陽光を建設する事例は数多くあるため、このような事案は容易に想定できると考える。</p> <p>発電事業者の都合により、売電を開始出来なかった場合には保証金が没収となることはやむを得ないが、発電所建設には様々な利害関係人が絡んでおり、発電事業者にはどうすることもできない事態により建設が頓挫する可能性がある。その点を汲んで頂かなければ、発電事業者の背負うリスクが過大であると感じている。</p> <p>2021年度 第11回の入札にチャレンジしたく、建設先の自治体や電力会社への申請を進めて参りたく考えているので、是非早々に本ルールの改善を実施して頂きたいお願い申し上げます。</p>	経済産業省、農林水産省	<p>落札者は、第2次保証金の没収事由に該当する場合でも、不可抗力事由があったときは、第2次保証金の没収の免除を受けることができます。</p> <p>第2次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由は、激甚災害の指定を受けた災害による直接の被害や接続契約に係る工事費負担金額の落札後の上振れ等に限定された上で、激甚災害の場合には、「落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第2次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること」という要件に合致する必要があります。</p>	入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針	現行制度下で対応可／検討を予定	<p>保証金の没収免除は例外的扱いであることを鑑み、不可抗力事由の範囲は、発電事業の計画・実施にあたり通常予見できないものに限定することとしています。</p> <p>ご指摘いただいた農地転用については転用許可の基準が示されており、計画段階で認定許可を取得できない可能性があることが想定できないとはいえないと考えられます。同様に土地の売買取引の不成立についても通常の商取引上想定し得るものと考えられます。そのため通常予見できないものとはいえず、2次保証金の没収免除対象とはなりません。</p> <p>また、入札の実施に関する指針にあるとおり、入札保証金は適正な入札の実施を担保するために求めているものであるため、入札対象となる事業については保証金の受入対象としております。</p> <p>今後、実態を踏まえつつ、必要と妥当性が認められた場合には検討いたします。</p>

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
7	⑤	再生可能エネルギー発電事業に係る各種申請の迅速な処理	発電事業者が経済産業省へ行う50kW以上の再生可能エネルギー発電事業にかかわる各種申請については、回答期限が明示されておらず、事業の実施上の障害となることがある。標準回答期限などを明示した上で迅速に処理されたい。また、同申請は窓口か郵送のみとなり、オンライン対応も進められたい。 (*本要望における再エネ関連の各種・とは、再エネ特措法におけるFIT手続きのことを指す)		経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業大臣の処分に係る標準処理期間については、経済産業省のHPで公表しています。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html#:~:text=%E7%94%B3%E8%AB%8B%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%8B%E3%82%89%E8%AA%8D%E5%AE%9A,%E3%83%B5%E6%9C%88%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82 ○ 申請書の作成について、オンラインでの作成が可能です。 	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項	対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項又は第10条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定又は変更認定については、その標準処理期間を経済産業省のHPにおいて公表しています。具体的には、10kW未満の太陽光発電事業については2～3ヶ月、バイオマス発電事業については4ヶ月、それ以外（御指摘の「50kW以上の再生可能エネルギー発電事業」を含みます。）については3ヶ月としています。なお、上記各標準処理期間は、申請書に不備がある場合における補正期間を含みません。 ○ そして、個々の新規認定又は変更認定の審査については、上記標準処理期間を踏まえて、適切に対応しています。 ○ また、申請の方法については、現在はシステムにより申請書の作成を行った後に郵送することとなっておりますが、令和4年度中にオンラインでの申請が可能となるよう取り組んでいるところです。